

平成 24 年度

健全化判断比率 審査意見書
資金不足比率 審査意見書

大竹市監査委員

大監 第 36 号
平成 25 年 9 月 13 日

大竹市長 入山 欣郎 様

大竹市監査委員 黒田 孝士

平成 24 年度大竹市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 24 年度大竹市健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 算定対象会計	2
2 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	4
(2) 連結実質赤字比率	5
(3) 実質公債費比率	6
(4) 将来負担比率	9
3 資金不足比率	11
(1) 法適用企業	11
(2) 法非適用企業	12
第5 まとめ	13
第6 監査意見	15

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則万円で表示した。
- 2 比率「%」は、表示単位未満を切り捨てた。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間又は指數間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「-」……… 該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」……… 該当数値はあるが、単位未満のもの
「Δ」……… 負数又は減数

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成24年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成24年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年8月28日から平成25年9月11日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

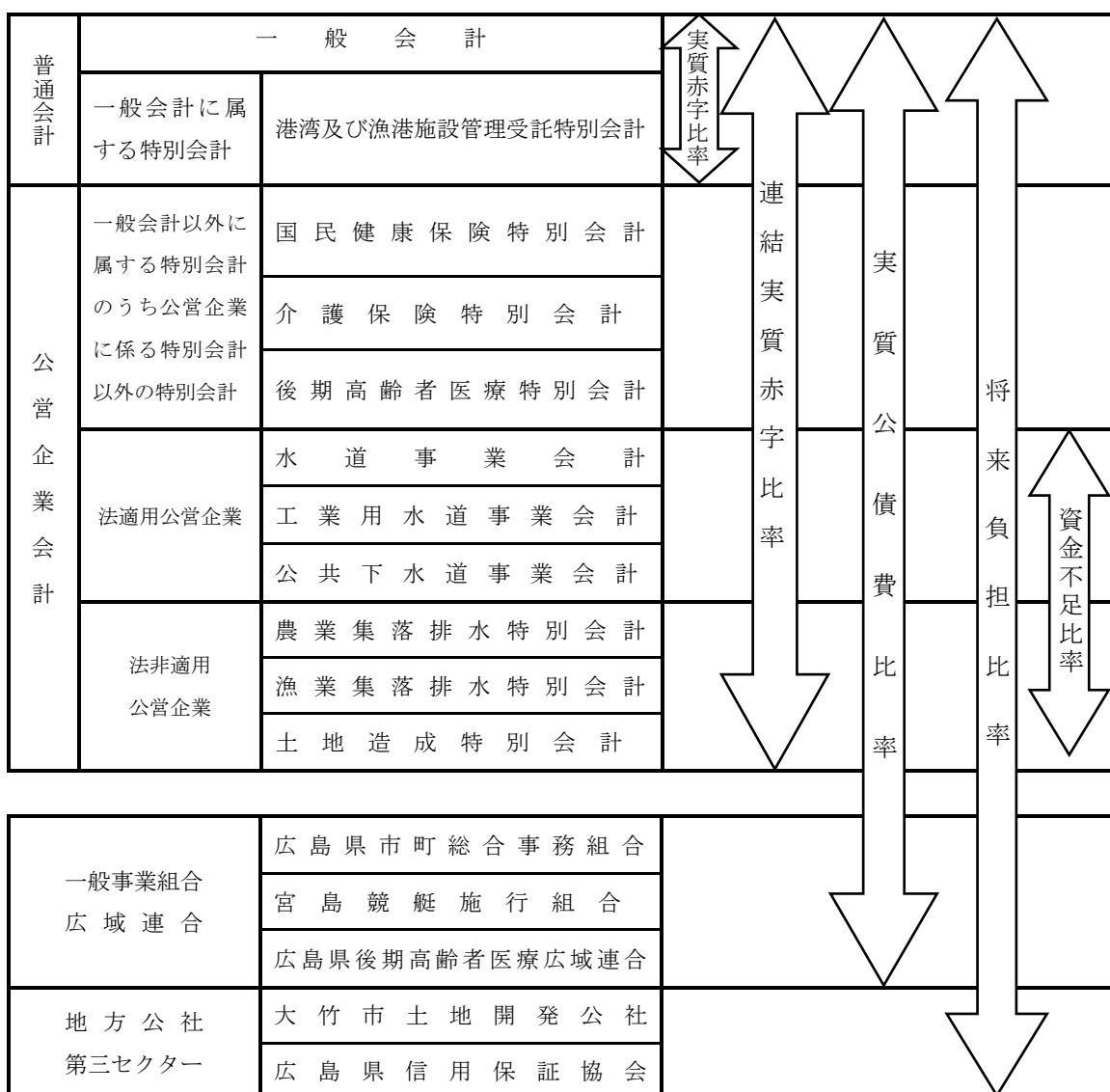
第4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は正確であることを認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。



2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%，ポイント)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△0.52)	— (△0.42)	— (△0.10)	13.88	20.0
連結実質赤字比率	— (△29.02)	— (△25.07)	— (△3.95)	18.88	30.0
実質公債費比率	15.9	16.1	△0.2	25.0	35.0
将来負担比率	246.2	245.0	1.2	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

各比率の（　）内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は 15.9% で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善している。なお、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）については下回っている。

将来負担比率は 246.2% で、前年度に比べて 1.2 ポイント悪化している。なお、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

[早期健全化基準、財政再生基準の適用]

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の 2 段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は3,924万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ△0.52%となり、前年度と比べ0.10ポイントの改善となっている。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（13.88%）との差は14.40ポイントとなっている。

(単位：%，ポイント)

区分	平成24年度	平成23年度	増減
本市の参考比率 A/B	△0.52	△0.42	△0.10

(単位：千円，%)

区分	実質収支額		増減額	増減率
	平成24年度	平成23年度		
一般会計計	9,077	7,195	1,882	26.2
一般会計等に属する特別会計	30,164	24,451	5,713	23.4
港湾及び漁港施設管理受託特別会計	30,164	24,451	5,713	23.4
合計 A	39,241	31,646	7,595	24.0
標準財政規模 B	7,518,438	7,469,739	48,699	0.7

実質収支額の合計は3,924万円で、前年度に比べ759万円（24.0%）の増加となっている。これは、港湾及び漁港施設管理受託特別会計の実質収支額が571万円（23.4%）、一般会計の実質収支額が188万円（26.2%）それぞれ増加したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円，%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,985,404	6,146,661	△161,257	△2.6
普通交付税額	817,201	711,125	106,076	14.9
臨時財政対策債	715,833	611,953	103,880	17.0
合計	7,518,438	7,469,739	48,699	0.7

(注) 標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額 59 億 8,540 万円、普通交付税額 8 億 1,720 万円、臨時財政対策債 7 億 1,583 万円の合計額 75 億 1,843 万円である。標準財政規模は前年度に比べ 4,869 万円（0.7%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } (A + B)}{\text{標準財政規模 } C}$$

本市の連結実質収支額等は 21 億 8,244 万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ $\Delta 29.02\%$ となり、前年度に比べ 3.95 ポイントの改善になっている。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（18.88%）との差は 47.90 ポイントとなっている。

（単位：%，ポイント）

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増減
本市の参考比率 $(A + B) / C$	$\Delta 29.02$	$\Delta 25.07$	$\Delta 3.95$

（単位：千円、%）

区分	実質収支額		増減額	増減率
	平成 24 年度	平成 23 年度		
一般会計等 に属する特 別会計	一 般 会 計	9,077	7,195	1,882 26.2
一般会計等 に属する特 別会計	港湾及び漁港施設管理受託 特別会計	30,164	24,451	5,713 23.4
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計以外の特 別会計	国民健康保険特別会計	41,138	1,114	40,024 3,592.8
	介護保険特別会計	61,897	6,826	55,071 806.8
	後期高齢者医療特別会計	1,756	1,578	178 11.3
	小 計 A	144,032	41,164	102,868 249.9
区分	資金剩余額		増減額	増減率
	平成 24 年度	平成 23 年度		
法適用企業	水道事業会計	1,012,148	932,417	79,731 8.6
	工業用水道事業会計	585,939	509,114	76,825 15.1
	公共下水道事業会計	440,329	390,182	50,147 12.9
法非適用 企業	農業集落排水特別会計	0	0	0 —
	漁業集落排水特別会計	0	0	0 —
	土地造成特別会計	0	0	0 —
	小 計 B	2,038,416	1,831,713	206,703 11.3
	合 計 A+B	2,182,448	1,872,877	309,571 16.5
	標準財政規模 C	7,518,438	7,469,739	48,699 0.7

連結実質収支額等の合計は 21 億 8,244 万円で、前年度に比べ 3 億 957 万円の増加となっている。これは法非適用企業以外のすべての会計において実質収支額及び資金剩余额が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金 A + 準元利償還 B) } - \\ \text{(特定財源 C + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}}{\text{(標準財政規模 E) } - \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}} \text{ の 3 カ年平均}$$

実質公債比率は、次表のとおりである。

(単位：%，ポイント)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
実質公債費比率（3 カ年平均）	15.9	16.1	Δ 0.2

(単位：千円, %, ポイント)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
A 元 利 債 還 金	1,932,351	1,902,811	29,540
B 準 元 利 債 還 金	440,887	422,816	18,071
(A+B) 計	2,373,238	2,325,627	47,611
C 特 定 財 源	179,945	184,936	Δ 4,991
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	1,210,214	1,162,391	47,823
(C+D) 計	1,390,159	1,347,327	41,772
E 標 準 財 政 規 模	7,518,438	7,469,739	48,699
実質公債費比率（単年度）	15.6	15.5	0.1

実質公債費比率は 15.9% で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善しており、早期健全化基準（25.0%）を下回った数値となっている。また、単年度で比較してみると、当年度は前年度に比べ 0.1 ポイント悪化している。これは主として、標準財政規模が増加したものの、地方債の元利償還金・準元利償還金が増加し、特定財源が減少したことによるものである。

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について

(単位：千円、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
元利償還金（一般会計等） (注1)	1,932,351	1,902,811	29,540	1.6
準元利償還金 (注2)	440,887	422,816	18,071	4.3
水道事業会計	5,785	5,675	110	1.9
工業用水道事業会計	88	81	7	8.6
公共下水道事業会計	151,979	156,153	△4,174	△2.7
農業集落排水事業特別会計	15,537	15,178	359	2.4
漁業集落排水事業特別会計	7,054	7,010	44	0.6
土地造成特別会計	258,993	238,357	20,636	8.7
公債費に準ずる債務負担行為額	78	117	△39	△33.3
一時借入金利子	1,373	245	1,128	460.4
合計	2,373,238	2,325,627	47,611	2.0

(注1) 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

元利償還金及び準元利償還金は23億7,323万円で、前年度に比べ4,761万円の増加となっている。これは主として、元利償還金及び準元利償還金の土地造成特別会計が増加したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位：千円、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
市営住宅使用料	33,701	32,928	773	2.3
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	144,382	151,206	△6,824	△4.5
簡易水道建設費負担金	802	802	0	0.0
情報基盤施設貸付収入	1,060	0	1,060	皆増
合計	179,945	184,936	△4,991	△2.7

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は1億7,994万円で、前年度に比べ499万円の減少となっている。これは主として、情報基盤施設貸付収入が増加したものの、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位：千円、%)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注 1)	850, 273	814, 848	35, 425	4. 3
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注 2)	351, 359	338, 913	12, 446	3. 7
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (注 3)	8, 582	8, 630	Δ 48	Δ 0. 6
合 計	1, 210, 214	1, 162, 391	47, 823	4. 1

(注 1) 下水道事業債、減税補てん債及び臨時財政対策債償還金が主なものである。

(注 2) 道路橋りょう費や下水道事業費の市債償還金が主なものである。

(注 3) 一般会計出資債である。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 12 億 1,021 万円で、前年度に比べ 4,782 万円 (4.1%) 増加となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等）B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%，ポイント)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	246.2	245.0	1.2

(単位：千円、%)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	増減率
A 将来負担額	32,126,397	32,480,566	△354,169	△1.1
B 充当可能な財源（基金・特定歳入等）	16,595,179	17,025,290	△430,111	△2.5
(A-B) 計	15,531,218	15,455,276	75,942	0.5
C 標準財政規模	7,518,438	7,469,739	48,699	0.7
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	1,210,214	1,162,391	47,823	4.1
(C-D) 計	6,308,224	6,307,348	876	0.0

平成 24 年度の将来負担比率は、246.2% で前年度に比べて 1.2 ポイント悪化している。これは主として、分子である将来負担額から充当可能な財源を差し引いた負担額が、前年度に比べ 7,594 万円 (0.5%) 増加したことによるものである。

当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準 (350.0%) を下回った数値となっている。

この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位：千円、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
地方債の現在高	20,640,823	19,432,364	1,208,459	6.2
債務負担行為に基づく支出予定額	455,216	466,472	△11,256	△2.4
公営企業債等繰入見込額	6,142,239	7,638,960	△1,496,721	△19.6
組合等への負担等見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	2,235,770	2,295,782	△60,012	△2.6
設立法人の負債額等負担見込額	2,652,349	2,646,988	5,361	0.2
大竹市土地開発公社	2,652,349	2,646,988	5,361	0.2
第三セクター等	0	0	0	—
合 計	32,126,397	32,480,566	△354,169	△1.1

将来負担額は321億2,639万円で、前年度に比べ3億5,416万円(1.1%)の減少となっている。これは主として、地方債の現在高が増加したものの、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額が減少したことによるものである。

(イ) 充當可能な財源（基金・特定歳入など）の状況について

(単位：千円、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
充當可能な基金 (注1)	2,403,241	2,606,067	△202,826	△7.8
充當可能な特定歳入 (注2)	1,313,141	1,431,369	△118,228	△8.3
うち都市計画税充當見込額	1,011,852	1,109,713	△97,861	△8.8
基準財政需要額へ算入される見込額(注3)	12,878,797	12,987,854	△109,057	△0.8
うち臨時財政対策債償還費等公債費	8,871,816	8,953,844	△82,028	△0.9
合 計	16,595,179	17,025,290	△430,111	△2.5

(注 1) 地方自治法241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注 2) 地方債の償還に充当できる国・県等からの補助金、公営住宅の賃料料及び都市計画税などを対象としている。

(注 3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額に算入するもの。

充當可能な財源は、財政調整基金など10基金24億324万円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税などの特定歳入13億1,314万円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額は128億7,879万円となり、全体では165億9,517万円となっている。これを前年度に比べると4億3,011万円(2.5%)減少している。

これは、充當可能な基金及び特定歳入、基準財政需要額へ算入される見込額が減少したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

会計名		平成24年度	平成23年度	増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	公共下水道事業会計	—	—	—	
法非適用企業	農業集落排水特別会計	—	—	—	
	漁業集落排水特別会計	—	—	—	
	土地造成特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剩余额の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	会計年度	A 流動負債	B 建設改良費等 以外の経費の 財源に充てる ために起こし た地方債の現 在高	C 流動資産	D 解消可能資金 不足額	E 資金剩余额	事業規模
水道事業会計	平成24年度	164,144	0	1,176,292	0	1,012,148	463,816
	平成23年度	137,951	0	1,070,368	0	932,417	478,742
	増減額	26,193	0	105,924	0	79,731	Δ14,926
工業用水道事業会計	平成24年度	13,758	0	599,697	0	585,939	539,315
	平成23年度	10,641	0	519,755	0	509,114	546,838
	増減額	3,117	0	79,942	0	76,825	Δ7,523
公共下水道事業会計	平成24年度	224,686	0	665,015	0	440,329	696,133
	平成23年度	199,895	0	590,077	0	390,182	711,636
	増減額	24,791	0	74,938	0	50,147	Δ15,503

比率は次の算式による

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{流動負債 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{流動資産 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剩余額は、水道事業会計で10億1,214万円となり、前年度に比べ7,973万円、工業用水道事業会計で5億8,593万円となり、前年度に比べ7,682万円、公共下水道事業会計で4億4,032万円となり、前年度と比べ5,014万円とそれぞれ増加となっている。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剩余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 繰上充用額	B 支払繰延額・事業繰越額	C 建設改良費等 以外の経費の 財源に充てる ために起こし た地方債の現 在高	D 解消可 能資金 不足額	E 資金剩 余額	事業規模
農業集落排水 特別会計	平成24年度	0	0	0	0	0	6,282
	平成23年度	0	0	0	0	0	6,358
	増減額	0	0	0	0	0	△76
漁業集落排水 特別会計	平成24年度	0	0	0	0	0	3,907
	平成23年度	0	0	0	0	0	4,013
	増減額	0	0	0	0	0	△106
土地造成 特別会計	平成24年度	439,314	7,730,922	0	0	0	8,170,236
	平成23年度	503,696	8,475,439	0	0	0	8,979,135
	増減額	△64,382	△744,517	0	0	0	△808,899

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{繰上充用額 A} + \text{支払繰延額・事業繰越額 B} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、資金不足額を生じていない。これは一般会計からの繰入金により収支均衡を図っているためである。土地造成特別会計についても、資金不足額は生じていない。これは次年度からの繰上充用金で収支均衡を図っているためである。

第5　まとめ

1. 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は3,924万円の黒字で、前年度に比べ759万円の増加となっている。実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は△0.52%となり、前年度に比べ0.10ポイントの改善となっている。

2. 連結実質赤字比率について

本市の連結収支額等の合計は21億8,244万円の黒字で、前年度に比べ3億957万円の増加となっている。この結果、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は、△29.02%となり前年度に比べ3.95ポイントの改善となっている。これは法非適用企業以外のすべての会計において、実質収支額及び資金剩余額が増加したことによるものである。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり資金不足額も生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

3. 実質公債費比率について

一般会計の公債費及び公営企業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は23億7,323万円で、前年度に比べ4,761万円(2.0%)の増加となっている。また、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税などの特定財源は、1億7,994万円で、前年度に比べ499万円(2.7%)の減少となり、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額は12億1,021万円で、前年度と比べ4,782万円(4.1%)の増加となっている。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は75億1,843万円で、前年度に比べ4,869万円(0.7%)の増加となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では15.6%で、前年度に比べ0.1ポイントの悪化となっている。3ヵ年平均では15.9%で、前年度に比べ0.2ポイントの改善となり、早期健全化基準の数値を下回っている。

この比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものである。

4. 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は321億2,639万円で、前年度に比べ3億5,416万円(1.1%)の減少となり、充当可能な財源は165億9,517万円となり、前年度に比べ4億3,011万円(2.5%)の減少となっている。この結果、将来負担比率は246.2%で、前年度に比べ1.2ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回った数値となっている。

この比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担額等を指標化し、将来の財政経営を圧迫する度合いを示したものである。

5. 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計では 10 億 1,214 万円となり、前年度に比べ 7,973 万円の増加、工業用水道事業会計では 5 億 8,593 万円となり、前年度に比べ 7,682 万円の増加、公共下水道事業会計では 4 億 4,032 万円となり、前年度に比べ 5,014 万円の増加となっており、いずれも剰余額が生じている。

この比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足が生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

法非適用企業の農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、資金不足は生じていない。これは一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っているためである。また、土地造成特別会計についても資金不足は生じていない。これは当年度実質赤字額 4 億 3,931 万円を次年度繰上充用金で収支の均衡を図っているためである。

第6 監査意見

当年度の本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字になっているため該当の数値はない。実質公債費比率は前年度に比べ0.2ポイントの改善となっており、将来負担比率は前年度に比べて1.2ポイントの悪化となっている。資金不足比率は、いずれも資金に不足額が生じていないため該当の数値はない。

一般会計の地方債の現在高については、小方小・中学校の建設や給食センターの建設の起債等により、前年度に比べ、6.2ポイント増加しており、将来負担比率を悪化させる主な要因となっている。人口減少等による財政規模の縮小を抑えるための事業を実施するにあたって、起債の発行は必要であると考えるが、公債費の償還が、市民サービスを圧迫することが起こらないようバランスを取りながら、事業を実施していただきたい。

本市の健全な財政運営を安定的に実現し維持するために、経営方針である総合計画の理念に基づいて作成される実施計画は、これまでの行財政改革の取組結果や最近の経済財政状況等を踏まえ、関連する情報を的確に把握・分析し、将来の財政健全化の各指標に係る目標値が反映された、持続性のある計画となることが重要である。

本市の健全化判断比率及び資金不足比率いずれも、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎない。平成24年度より起債の届出制が始まった。県知事と協議せずとも届出で地方債を起債できる基準は、実質公債費比率16%未満、将来負担比率200%以下である。本市は、当年度の決算で実質公債費比率は16%未満となったが、将来負担比率が200%を超えていたため協議制のままである。本市の将来負担比率200%以下に下げることは、現在の財政状況からは非常に困難である。また、実質公債費比率が18%以上であると地方債の起債が許可制になりより厳しくなる。実質公債費比率と将来負担比率を注視しながら、許可制に近づかないような財政運営を推進していくことを要望する。